

「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画」(案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施の趣旨

「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、計画(案)に対する市民意見の募集を下記のとおり実施しました。

2 実施方法

(1) 意見募集期間

令和4年1月4日(火)～令和4年1月31日(月)

(2) 計画(案)の閲覧・配布場所

- ・情報公開室(市役所2階)、情報プラザ(市役所1階)、各区情報コーナー、各区保健福祉センター衛生課、入部出張所、西部出張所、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、保健福祉局生活衛生課(市役所12階)
- ・福岡市ホームページ及び動物愛護管理センターホームページ

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、窓口提出

(4) 意見募集の周知方法

市政だより、福岡市ホームページ等での周知

3 意見の提出状況

- 意見提出者数 50人(内訳: 郵送 3人、FAX 5人、メール 42人)
- 意見数 201件

4 意見への対応

- 計画(案)修正 1件
- 記載済みまたは既に実施済み 58件
- 計画(案)どおり 6件
- その他の意見 136件

【問い合わせ先】

保健医療局生活衛生部生活衛生課

住 所: 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電 話: 092-733-5344 FAX: 733-5587

電子メール: seikatsueisei.PHB@city.fukuoka.lg.jp

「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（案）」に対する意見の要旨と本市の考え方

■ 意見の提出状況

意見提出者数 50人、意見件数 201件

意見の対応区分	
A	計画（案）修正
B	記載済みまたは既に実施済み
C	計画（案）どおり
D	その他の意見

■ 意見の要旨及び対応

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第1章 計画策定の趣旨						
第1章 計画策定の趣旨	1		猫白血病や猫エイズウイルス陽性個体は「重篤な病気等」として殺処分するのではなく一般譲渡すべき。実質的殺処分ゼロなど全く意味がない。	1	D	個体の状況を考慮した上で、譲り渡し可能な猫については、譲渡するよう努めております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
第2章 動物行政の現状と課題						
第2章 動物行政の現状と課題	2	1 犬猫の収容と処分状況	ペットショップで購入するよりも動物保護団体や愛護センターから譲り受ける人が増えるよう、動物愛護や適正飼育の啓発と学生への教育を行ってほしい。	3	D	ご意見を参考に、動物愛護や適正飼育の普及啓発に努めてまいります。
	2		教育の場（小中高）での啓蒙啓発活動、高齢者への啓蒙啓発活動を強化してほしい。	1	D	
	2		福岡市民には違法に野良猫の引き取り拒否をしていながら、県警からの要請では猫を引き取っている。	1	D	市民から飼い主不明の猫の引き取りの相談があった場合、引き取りを求める理由や状況などを聴取し対応することとしております。
	3		法35条を無視した野良猫の引き取り拒否により、実態とかけ離れた収容頭数となっている。	1	D	
	5	2 犬猫に関する苦情件数及び苦情内容	野良猫の苦情に対し、法25条における周辺生活環境の保全等に係る措置を怠っている。	1	D	不適切な給餌行為等に対する指導対応マニュアルを策定し指導を行うとともに、環境省令で定める周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合には、法25条に基づき適切に措置を行ってまいります。
	8	4 動物取扱業の登録状況等	リーダーがないと識別できないマイクロチップではなく、携帯電話やGPS等を活用した個体識別や位置情報を把握できるようにできないのか。	1	D	マイクロチップは、犬猫の所有者が所有者明示をすることで、動物の盗難や迷子の防止、迷子になって保護された際に返還を容易にすることなどを目的としております。迷子になった犬猫の位置情報の把握については、ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	8		マイクロチップリーダーによる登録情報読み込みならびに返還業務を拒否している。	1	D	動物愛護管理センターに収容された犬猫については、マイクロチップリーダーにより、マイクロチップの有無を確認し、登録情報が確認できたものについては飼い主への返還に努めております。
	10	6 動物愛護・適正飼育の普及啓発	すべての動物の飼育を免許制とし、定期的に免許更新をするようにしてください。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	10		学校の授業、地域のイベント等での魚、動物など生き物の解剖、殺す行為は禁止してください。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	10		出張授業でのモデル犬の使用禁止。愛護センターや愛護団体のところに子どもたちが訪ねて、命の大切さを教えてください。	1	B	福岡市では、子ども向けの啓発プログラムとして、幼稚園、小学校低学年向けのモデル犬とのふれあいを中心とした「ハローアニマル」から、モデル犬を使用しない小学校中・高学年から中学生向けの「道徳授業」に移行して実施しております。
	10		学校での飼育動物を廃止してほしい。	2	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	11		出前講座の「ノラネコ問題と地域猫活動」に力を入れ、地域猫活動に反対する住人が多い地域で実施する必要がある。	1	D	ご意見を参考に、今後も出前講座やホームページ、広報などを通し、飼い主のいない猫問題や地域猫活動などについて広く市民に周知してまいります。
	11		防災無線又は街宣車を利用した適正飼育の啓発や譲渡会の周知。	1	D	ご意見を参考に、効果的な啓発方法について検討してまいります。
	11		一般の飼い主の方々にわかりやすく最新のトレーニング理論を用いた講師によるしつけ方教室を実施してほしい。	1	D	ご意見を参考に、しつけ方講習会やしつけ方相談については、一般の飼い主の方に分かりやすいものとなるよう、内容等について検討してまいります。
	11		古いしつけ方ではなく科学的根拠のあるトレーニングによるセンター職員のしつけ方相談の実施。	1	D	
	12	7 動物関係団体やボランティアとの連携・共働	Facebookのグループ機能など、ボランティアの登録者数や参加者数を増やすためのSNSを活用。	1	D	SNSを活用するなどボランティアの参加機会の拡大に繋がるよう努めていくこととしております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	12		ボランティアが収容犬の問題行動を助長させることがないよう、正しい散歩の仕方等に関する勉強会に参加してから活動するなどの対策が必要であると考えられる。また、生き物相手であるため事故も考えられ、ボランティア保険の加入が必須と考える。	1	D	収容犬の運動等を行うボランティアに対しては、初回参加時に接し方等の説明を行っております。また、ボランティア保険につきましては、ボランティア登録の研修会において、傷害保険等の加入に努めるようお願いしております。いただいたご意見を参考に、今後もボランティア研修や動物愛護管理に関する情報提供を行ってまいります。

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第3章 計画の基本事項						
第3章 計画の基本事項	16	7 施策推進の基本的視点	行政の責務として、具体的な施策の詳細を載せてほしい。	1	B	具体的施策については、第7章に記載しております。
	16		動物取扱業者の責務について、具体的に定めて実行させてほしい。	2	D	ご意見を参考に、動物愛護管理法に規定されている動物取扱業者の遵守事項が守られるよう、監視指導を行ってまいります。
	16		動物関係団体、市民の役割として、行政と連携し飼い主への指導・改善、虐待を受けた動物の保護をしてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	16		抜き打ちでの立入検査など、動物取扱業者の監視指導を強化してほしい。	5	D	ご意見を参考に、動物愛護管理法や犬猫の飼養管理基準等に従い、適正に監視指導を行ってまいります。
	16		減税や補助金等により、生体販売をやめた業者や個体台帳のデジタル化を進める業者を支援してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	17		どういった行為が動物虐待に該当するか市民に周知してほしい。	2	D	ご意見を参考に、ホームページ、広報などを通し、虐待について広く市民に周知してまいります。
第4章 計画の推進体制						
第4章 計画の推進体制	18		協議会への参画を合理的な説明なく拒否している。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
第5章 施策の柱						
第5章 施策の柱	19	2 飼い主のいない猫問題対策	飼い主のいない猫のTNRの支援と、適切な給餌や糞尿の清掃の啓発を行い、不適切な給餌者には罰則等を検討してほしい。	1	B	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援を検討するとともに、不適切な給餌行為等に対しては指導対応マニュアルを策定した上で指導を行い、環境省令で定める周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合には、法25条に基づき適切に対応していくこととしております。
	19	4 多頭飼育問題対策	不妊去勢手術の啓発を行うとともに、一世帯の飼育頭数を決めてほしい。	1	D	多頭飼育を防止するため、不妊去勢手術の必要性や適切な飼育頭数に関する啓発に努めてまいります。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	19	5 監視指導	近年動物実験・産業動物も問題視されている。可能な限り動物実験をしないでほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	19	6 マイクロチップ装着の推進	マイクロチップの登録情報に繁殖業者や装着した獣医師等を追加してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
第6章 目 標						
第6章 目 標	21	1 殺処分頭数 2 犬猫の収容頭数	「殺処分頭数」や「犬猫の収容頭数」の目標が低すぎる。少なくとも令和13年度の「殺処分頭数」はゼロにするべき。本来はもっと早く殺処分をゼロにする必要がある。	1	D	殺処分頭数については国の基本指針や福岡県の計画を参考に、収容頭数については第2次計画から引継ぎ半減を目標としております。いただいたご意見を参考に、目標については1日でも早く達成できるよう取り組んでまいります。
	21	2 犬猫の収容頭数	野良猫の引き取り数および苦情件数の目標値には何の根拠もなく、福岡市の違法行為を推進する意味もなく今後も猫公害被害者の人権を侵害し続けるどころか強化すると言っているだけである。	1	D	収容頭数は、飼い主のいない猫のみだりな繁殖防止などにより、また、苦情件数は、不適切な給餌などによる迷惑の防止の指導啓発により半減を目指し取り組むこととしております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	21	3 苦情件数	半減を目指すがありますが、その手法が指導啓発しか書かれていない。	1	B	不適切な飼い主や給餌などへの指導啓発により減少を図ることとしております。
	21		5 番目の目標として、猫の飼い方教室参加者数を目標にしてほしい。	1	C	目標値は計画に基づく施策の効果を判定するための指標として設定しており、「猫の飼い方教室の参加者数」はその趣旨に合わないことから、原文のままいたします。
第7章 具体的施策						
第7章 具体的施策	24	1 動物愛護・適正飼育の推進	飼い猫の登録制度の実施。	1	B	「第7章具体的施策 1 動物愛護・適正飼育の推進」の「飼い主責任の啓発」において、飼い猫の登録制度の効果や必要性について検討することとしております。
	24		ポスター・リーフレット、市政だより、インターネット、SNS等を活用し、駅や公共施設、ペットショップ等の人目につきやすい場所での適正飼育や遺棄虐待防止等の啓発を行ってほしい。	6	B	適正飼育等の普及啓発については、多様な広報媒体を活用して行っていくこととしております。飼い猫の不妊去勢手術については、現在、費用の一部助成を行っております。
	24		飼い犬猫の不妊去勢手術の必要性の啓発と手術費用の助成支援を行ってほしい。	1	B	
	24		犬猫が迷子になった場合の連絡先（警察署・動物愛護管理センター）を、市の関連施設や町内の掲示板に貼って欲しい。	1	D	迷子時の対応については、ホームページに掲載するなど、飼い主への周知に努めております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		具体的ではなく実現が難しいように感じる。SNSの活用以外に、広く啓発のアイデアを募集するののもひとつの有効な手段だと思う。	1	D	ご意見を参考に、効果的な啓発方法について検討してまいります。

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第7章 具体的施策	24	1 動物愛護・適正飼育の推進	飼い主の年齢や状況に応じた適正飼育に関する助言、指導、啓発のあり方の検討について、第2次計画で着手済みとされていますが、これまでどのようなことが検討されたのか知りたい。	1	D	SNSの活用や、高齢者などへの啓発方法などについて、動物関係団体や福祉関係者と定期的に協議を行い検討しております。
	24		ワンヘルスを学校教育に取り入れる。	1	D	ワンヘルスについては、福岡県が策定した行動計画に基づき連携して取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		県が定めた『ワンヘルス推進基本条例』に即した学校での動物飼育の見直しと産業動物飼育施設の指導。	1	D	
	24		県の『ワンヘルス推進基本条例』に即して、動物由来の感染症予防の観点から犬猫の販売時期を見直し、混合ワクチンを接種後、抗体価が上がってから流通するようにしてほしい。	9	D	犬猫の販売については、動物愛護管理法の改正により、生後56日齢を経過しない犬猫の販売が禁止されており、また、動物の疾病予防については、同法に犬猫の飼養管理基準が定められておりますので、両者が遵守されるよう監視指導を行ってまいります。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	24		衝動買いを防ぐため、ペットショップでの販売前に適正な説明が行われるようにしてほしい。	1	D	ご意見を参考に、販売時の説明等、適正な販売が行われるよう、動物取扱業者への監視指導を行ってまいります。
	24	2 飼い主のいない猫問題対策	「飼い主のいない猫」という表現は、「飼い主のわからない猫」とした方が正確ではないでしょうか。	1	C	特定の飼い主のいない屋外で生活する猫を「飼い主のいない猫」と表現しており、原文のままといたします。
	24		飼い主のいない猫の不妊去勢手術の必要性の啓発と、獣医師会との連携などによる手術費用の助成等の支援。	5	B	飼い主のいない猫の不妊去勢手術については、「第7章具体的施策 2 飼い主のいない猫問題対策」の「収容頭数削減のための取組み」において、その必要性について啓発を行うとともに、子猫の収容や殺処分を減少させるため、不妊去勢手術の支援について検討していくこととしております。
	24		飼い主のいない猫の収容頭数削減のための取り組みを検討するだけでなく実施してほしい。	1	B	
	24		不妊去勢手術の助成金制度、飼育崩壊を防ぐ為のボランティアのサポート体制の調整、飼い主のいない犬猫を保護する為のシェルターを設立、ボランティア団体との連携など、皆さんの大切な税金を是非、殺すのではなく生かす方に使って頂きたい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		ボランティアの負担が軽減するよう、どうぶつ基金の行政枠を活用してほしい。	1	D	ご意見を参考に、不妊去勢手術の支援の検討等に取り組んでまいります。
	24		市が、飼い主のいない猫のTNRや、病気の治療をしてほしい。	2	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		市が、野良猫の保護、避妊、里親探し、譲渡できなかった猫の終生飼育を行ってほしい。	3	D	
	24		町内会長の理解が得られない場合でも地域猫活動に取り組めるようにしてほしい。また、隣接する地域も取り組まなければ解決には繋がらないと思う。	1	D	地域の理解と協力が得られ、猫問題の解決に繋がるような地域猫活動の支援のあり方について検討し、地域の実情に合った支援を行ってまいります。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		地域猫活動の支援までのハードルを下げ、積極的に野良猫の不妊去勢手術を推進するべき。	1	B	地域猫活動の支援については、「第7章具体的施策 2 飼い主のいない猫問題対策」の「収容頭数削減のための取組み」において効果的な支援のあり方について検討することとしております。
	24		地域猫活動の支援地域をもう少し小さい単位で行ってほしい。	1	B	
	24		TNR先行型の地域猫活動の支援を行ってほしい。	1	B	
	24		地域猫活動の取り組みには評価しているが、学校や公園等の野良猫についても不妊去勢手術の支援を行ってほしい。	1	B	
	24		地域猫活動の目標は、野良猫（無責任な餌やり）をゼロにし、住民同士の揉め事をなくすことにするべき。野良猫がゼロになるのが猫好きにも猫嫌いにもベストな方法だと思うので、地域猫活動もよいが、飼い主を探すのが最適だと思う。	1	D	地域猫活動は地域が主体となって取り組む活動であり、目標の設定や譲渡の実施などは地域に即したものととなるよう助言等を行っております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		古賀市や神奈川県などボランティアと行政が協力して素晴らしい制度・活動をしている事例等を参考にし、個人やボランティア任せではなく職員が地域猫活動のメリットを町内会長に伝えていくべき。	1	D	ご意見を参考に、地域猫活動への理解が進むよう普及啓発に努めてまいります。
	24		地域猫活動を町内会で義務化してほしい。	1	D	地域猫活動は地域の住民の理解と合意のもとに行われる活動であるため、地域の判断で取り組むものと考えております。いただいたご意見につきましては参考にさせていただきます。
	24		令和3年の協議会において、地域猫活動ならびにTNRによる野良猫減少効果は無いと、協議会委員が認めているにも拘らず、地域猫活動を推進し、今後はTNR活動の実施を検討している。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		不適切な給餌者への指導について、行政で監視人を設けるなど効果的な指導方法を検討してほしい。	1	B	「第7章具体的施策 2 飼い主のいない猫問題対策」の「飼い主のいない猫への不適切な給餌防止対策」において、効果的な指導啓発方法の検討を行うこととしております。

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第7章 具体的施策	24	2 飼い主のいない猫問題対策	弱った愛護動物（猫）に餌を与えるのは人道、道徳的に適切である。	1	D	給餌行為自体は否定されるものではありませんが、周辺の迷惑とならないよう配慮する必要があるため、不適切な給餌については、給餌方法や不妊去勢手術等について指導を行っております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	24		猫に餌をやるなどといった内容ではなく、猫が生きやすく地域猫として居られるよう、餌やりについてはマナーを守ること、必ず不妊去勢手術を行うなどの指導や、自治体のバックアップをお願いします。	1	B	「第7章具体的施策 2 飼い主のいない猫問題対策」の「収容頭数削減のための取組み」において、不適切な給餌防止対策に取り組むとともに、適正管理の必要性などについて啓発していくこととしております。
	24		ルールを守ってのエサやりにより保護譲渡が進むので、エサやり禁止を禁止してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		野良猫を保護して譲渡する施設を作してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		保護猫を飼った人、会社、保護した猫カフェ等の猫の譲渡に関わった方に助成金を出すようなシステムなど、今までにない取り組みを考えてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		子猫の収容数を減らし、殺処分をなくしていくため、飼い主のいない猫の情報や譲渡方法を市民の目に止まりやすいホームセンターやスーパー等に掲示してほしい。	1	D	猫の収容頭数、殺処分頭数を削減していくため、飼い主のいない猫に関する現状や子猫の譲渡などについて、多様な媒体を用いて市民に広報してまいります。ホームセンターやスーパー等への掲示については、施策等の参考とさせていただきます。
	24		飼い主のいない猫が虐待された場合に警察と協力し対応してほしい。	1	B	動物虐待が疑われる事例については、警察と連携し対応しております。
	24		ペットショップでの猫の販売を禁止してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		UR（公団）や市営住宅でも、猫を飼育できるようにしてほしい。	2	D	URや市営住宅のペットの飼育については、それぞれの管理者の判断となります。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	24	3 譲渡の推進	殺処分の判定基準の一般公開を求める。	1	B	犬猫の譲渡実施マニュアルについては、動物愛護管理センターホームページに掲載しております。
	24		譲渡判定は犬の体重や精神状態が安定するまで一定期間経過後に行ってほしい。	1	D	犬猫の適正譲渡を推進するため、譲渡実施マニュアルの見直しを行いました。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		譲渡適性の判定に関して、外部の獣医師やドッグトレーナーの意見を取り入れてほしい。	2	D	
	24		事後でも良いので、殺処分を行った犬猫について、協議の記録、生前の動画、写真、などを用いて、外部の専門有識者による検証するようにしてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	24		収容犬猫のうち病気や怪我で治療が必要な犬猫に関しては、外部の動物病院と提携して適切な治療や手術が出来るようにしてほしい。	1	D	動物愛護管理センターに収容された負傷動物については、センターの獣医師が応急処置を行っております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		譲渡不適の犬猫は、動物行動学など正しい知識とスキルを持った専門家のよるトレーニングや投薬治療等を実施し、半年以上など時間をかけて対応してほしい。	4	D	必要に応じて、専門家に助言を仰いだり、職員の研修を行うなど、ご意見を参考に取り組んでまいります。
	24		一時預かりボランティア制度やトライアル制度を実施し、譲渡を推進しながらも慎重に譲渡を行ってほしい。	3	B	譲渡犬猫の預かりボランティアやトライアルについては、「第7章具体的施策 3 譲渡の推進」の「譲渡事業の充実」において、検討していくこととしております。譲渡に当たっては、マッチングを十分に行うなど適正譲渡に努めてまいります。
	24		新しい飼い主の募集方法や譲渡後のフォローアップ方法、外飼いの容認等について見直しを行ってほしい。	1	D	適正譲渡推進のため、譲渡実施マニュアルの見直しを行いました。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	24		子猫、子犬は病気であっても、獣医師と連携し、生かす努力をし殺処分ゼロにしてほしい。	1	D	ご意見を参考に、今後も福岡市獣医師会と連携してミルクボランティア事業に取り組むなど、できる限り譲渡に繋げられるよう努めてまいります。
	24		ミルクボランティアを随時募集してほしい。	1	B	ミルクボランティアについては、随時募集を行っております。
	24		ホームページの譲渡情報に繁殖引退動物、実験引退動物を追加してください。	8	D	ホームページの譲渡情報については、利用者が自由に掲載できるページもあり、繁殖を引退した動物等についても掲載可能となっております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第7章 具体的施策	24	4 多頭飼育問題対策	多頭飼育の届出制度の周知と、対象の変更（犬猫合計6頭以上）、多頭飼育者への手術や団体の紹介等の支援、問題のある飼育者の指導を行ってほしい。	5	B	多頭飼育問題につきましては、「第7章具体的施策 4 多頭飼育問題対策」において、届出制度の周知、支援策の検討、問題のある飼い主への指導啓発を実施することとしております。
	24		多頭飼育問題対策として飼い犬猫の不妊去勢手術費用の助成金制度	1	D	ご意見を参考に、問題解決への支援について検討してまいります。
	24		不幸な命を増やさない為に、多頭飼育崩壊への援助を率先して行ってください。	1	D	
	25		多頭飼育の届出を義務化してほしい。	1	D	多頭飼育の実態を把握するための届出制度につきまして、様々な機会を捉えて周知を図っております。届出の義務化につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
第7章 具体的施策	25	5 監視指導	監視指導マニュアルの作成による数値規制や法律に基づいた適正な監視指導を実施してほしい。	3	B	動物取扱業の適正化を図るため、「第7章具体的施策 5 監視指導」の「動物取扱業者の監視指導」において、監視指導マニュアルを作成し、動物愛護管理法や犬猫の飼養管理基準等が遵守されているか監視指導を行うとともに、動物愛護管理法の行政処分に関する取扱要綱を策定し、違反事例に対しては適切に対応していくこととしております。
	25		立入検査は事前通告なしで行い、動物愛護の専門家などを同伴で行ってほしい。	5	B	
	25		個体台帳や診断書を確認し、犬猫の繁殖が適正に行われているか監視してほしい。	1	B	
	25		新たな規制について事業者への十分な助言指導を行うほか、改善がみられない違反業者には厳しい処分を速やかに実施してほしい。	6	B	
	25		監視指導マニュアルに以下の3点を盛り込んでください ・指導は書面で行い、保管・共有する。 ・指導実施後は3ヶ月以内に改善確認の立入検査を実施する。 ・指導実施回数は1回とし、改善が見られない場合には速やかに「勧告」を実施する。	1	D	ご意見を参考に、動物取扱業の監視指導を行ってまいります。
	25		監視指導マニュアルの定期的な更新と担当職員のブラッシュアップ。	1	D	
	25		立入検査の際は事業者所有の全個体をアニマルベストメジャーの観点で目視による確認をすることと定めてください。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		立入検査の実績、指導、勧告、処分等の数値をホームページ等で公開してください。	2	B	監視指導件数等については、福岡市生活衛生関係事業統計や環境省の動物愛護管理行政事務提要に掲載されております。
	25		繁殖引退犬猫の一般家庭への譲渡を促すようにしてほしい。	1	D	ご意見を参考に、動物愛護管理法の犬猫の飼養管理基準に基づき、指導助言等を行ってまいります。
	25		担当する職員の不適切な職務に対する調査や罰則に関する条例を策定してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		動物取扱業者の動物を診察している獣医師からの報告、相談、通報窓口や従業員が内部告発を匿名や躊躇せずに行えるよう窓口を設ける。獣医師の通報を義務化する。	1	D	市内の動物取扱業者に関する相談等については東部動物愛護管理センターで受け付けております。また、法改正により、虐待の疑いがある個体を確認した獣医師には通報が義務付けられております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
	25		悪質な動物取扱業者への厳格な指導、早期摘発と、アニマルポリスの設置を要望します。	1	D	不適切な動物取扱業者については、動物愛護管理法に基づき適切に指導等を行ってまいります。アニマルポリスにつきましては、ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		犬猫パートナーシップ店制度、譲渡サポート店制度促進の為に「認証ステッカー」の店頭での掲示や、市の推奨店としてステータスの付与し周知する。認証後も定期的な審査を実施する。	2	D	犬猫パートナーシップ店や譲渡サポート店にはポスターやステッカーを配布し店頭で掲示しております。また、ホームページに掲載するなど制度及び協力店の周知に努めております。なお、認定後は更新時に再度基準に沿っているか確認を行っております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	25		犬猫パートナーシップ店制度の認定基準に以下を追加してほしい。 1. 高齢者は、病気や死亡した際に飼養する者がいるかの誓約 2. 家族に動物アレルギーがないかの誓約 3. 狂犬病予防接種は毎年必要である事の説明 4. 動物も高齢になると介護が必要になる事もあるが介護ができるかの誓約 5. 動物も病気にかかり事、費用は高額になる事の説明 6. 母犬猫、父犬猫の年齢明記 できれば販売までの経緯が分かるように表示し透明性のある販売方法にしてほしい。	1	D	
	25		パートナーシップ店の認定基準に下記の加筆を要望致します。 ア、飼養管理基準を遵守している繁殖場で生まれている個体である。 イ、ワクチン接種後、十分に抗体が備わった個体であること（抗体検査後店頭へ）	1	D	

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第7章 具体的施策	25	5 監視指導	実験動物施設の登録、実験内容の報告、立入検査の義務化を要望する。	3	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		実験動物施設の監視指導。3Rの原則の推進。動物実験に詳しい団体との連携。	1	B	「第7章具体的施策 5 監視指導」の「実験動物飼育施設の監視指導」において、施設の監視指導を行うこととしております。
	25		県が定めた「ワンヘルス基本条例」に即した、産業動物の適正な飼育管理への指導の実施。	1	B	「第7章具体的施策 5 監視指導」の「産業動物飼育施設の監視指導」において、施設の監視指導を行うこととしております。
	25		産業動物飼育施設の監視指導について具体的な内容の記載がなく不十分である。	1	C	「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき産業動物飼育施設の監視指導を行うこととしており、原文のままとします。
	25		産業動物についてアニマルウェルフェアに配慮してほしい（妊娠ストール、パタリーケージ、強制換羽の禁止、屠殺までの最短時間化、認証制度や適切な生産者の支援）。	3	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
第7章 具体的施策	25	5 監視指導	1. 生体販売や商売目的の繁殖業等の新規開業禁止。 2. 違反業者の生体販売や繁殖の禁止。 3. 将来的に、生体販売と商売目的の繁殖の禁止の実現。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		ペットショップでの生体販売をやめてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		動物販売業者や展示販売をなくし、動物は譲り受けるか、野良を飼うようにしてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25	6 マイクロチップ装着の推進	ペットショップやブリーダー等からもマイクロチップについて飼い主へ啓発してほしい。	1	D	ご意見を参考に、販売される犬猫については、マイクロチップ装着の義務化等に伴い、マイクロチップの装着を推進するとともに、登録データの更新など、飼い主への啓発に取り組んでまいります。
	25		装着済みのマイクロチップの情報がきちんと登録されているか確認を行う必要がある。マイクロチップの読み取りが可能な施設を周知してほしい。	1	D	マイクロチップ情報の登録の必要性など、様々な機会を捉えて周知を図っております。読み取り可能な施設の周知につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	25		犬の登録や狂犬病予防接種時、猫の登録時に犬猫の迷子札を無料配布してほしい。	1	D	犬の登録時に交付する犬鑑札については、裏面に連絡先等を記入できるようになっております。猫につきましては、ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	25		MC装着時の獣医師や看護師による健康状態や親犬猫の確認を行うようにしてほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	26	7 狂犬病予防	狂犬病予防注射の実地率が向上するよう、さまざまな媒体を活用し、狂犬病の怖さを市民に啓発してほしい。	1	B	「第7章具体的施策 7 狂犬病予防」の「指導啓発の充実」において、狂犬病の正しい知識について、広く市民に啓発することとしております。
	26	8 共働の推進	警察との連携は休日夜間における緊急時の連絡や対応体制だけではないはず。岡山県の計画を参考に、遺棄や虐待にも触れてほしい。	1	A	ご意見を踏まえ、「休日夜間における緊急時の警察との連絡や対応体制を整備します。」を「咬傷事故や動物の遺棄・虐待、逸走動物の保護などについて、警察との連携を図り、適切に対応していきます。」に修正します。
	26		実施内容に警察しか書かれていませんが、警察以外の関係部署も記載してください。	1	B	他の関係部署との連携については、各具体的施策の中に記載しております。
	26		犬猫パートナーシップ店制度や譲渡サポート店制度を犬猫の生体展示販売を行っていない店舗でも行ってほしい。	1	D	犬猫パートナーシップ店制度は、新たに犬猫を飼い始める飼い主への適正飼育や終生飼育の啓発などを目的としており、犬猫の販売業者を対象としております。譲渡サポート店については、生体販売を行っていない動物取扱業者も対象となっております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	26		動物愛護推進員の委嘱を行ってほしい。	2	B	「第7章具体的施策 8 共働の推進」の「動物愛護推進員の委嘱」において、動物愛護推進員が担う役割を明確にし、委嘱について検討することとしております。
	26		神奈川県のパット110番や、大阪市のアニマルポリスなどのような、警察や専門機関と連携した、365日24時間体制の虐待等の相談窓口を開設してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	26	9 危機管理対策	同伴避難が可能な施設の設置と市民への周知や、災害発生や熱波、寒波到来前の街宣車での呼びかけを行ってほしい。	1	D	ご意見を参考に、ペットの災害対策や同行避難などについて、広く市民への周知を行ってまいります。
	26		犬猫等と同行避難が出来る避難場所について市民に周知してほしい。	1	D	
	24～26		検討だけとしか書かれていない事項がたくさんあるため、検討後に実施する必要があるものとなれば、速やかに着手するような記載に変えてください。	1	C	検討後は、速やかに実施できるよう取り組んでいくこととし、原文のままといたします。

章	本編のページ	項 目	意見要旨	意見数	意見への対応	本市の考え方
第 8 章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割						
第 8 章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割	27	1 動物愛護管理センターの位置づけ	収容動物の情報について、SNS等を活用するとともに、高齢者にも届くような情報提供を行ってほしい。	1	D	収容動物の情報につきましては、ホームページやSNS等を活用した情報の提供に努めております。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	27		センターの医療設備の充実や、緊急時の外部動物病院との連携体制の構築、高齢犬猫への不妊去勢手術実施の見直し、看取りボランティア制度の導入を実施してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	27		ボランティアを活用し、休日や攻撃性のある収容動物の飼育管理方法を改善してほしい。	1	D	今後もセンターボランティアと共働し、収容された犬猫の適正な飼育管理に努めてまいります。いただいたご意見につきましては、施策等の参考とさせていただきます。
	27		「優良飼い主の育成」という文言を付け加えてほしい。	1	C	ご意見の「優良飼い主の育成」は東部動物愛護管理センターの役割として記載する「飼い主に対する適正飼育の指導」にあたるものと考え、原文のままといたします。
第 8 章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割	28	2 2つの動物愛護管理センターの役割	東部動物愛護管理センターの名称を東部動物愛護センターに変更してほしい。	1	C	本計画の目的である「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のためには、動物の愛護とともに管理も重要であることから、原文のままといたします。
	28		獣医師やボランティアを増員し、動物愛護管理センターを殺処分しない終生飼育のシェルターにしてほしい。	2	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
	28		動物病院での医療過誤、トリミング中の死亡事故などの相談受付と問題に詳しい弁護士を紹介などの対応の検討やイエロードッグプロジェクトの周知を行ってほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
その他						
その他			動物虐待を厳罰化し、警告ではなく、即、処罰してほしい。	1	D	動物の虐待については、警察などの関係機関と連携しながら対応しております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
			虐待を受けた動物を保護するため、所有権の一時停止や移行の命令や勧告ができるような条例の策定や、アニマルポリスや警察に虐待専門の窓口の設置を検討してほしい。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
			野良猫は病気や交通事故、虐待などで幸せとは言えないため、そろそろ猫に恩返しをし、人間みんな犬猫を好きになる、その命を大切に世の中にして欲しい。	1	D	本計画の目的である「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、各施策に取り組んでまいります。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
			動物実験の完全廃止、犬猫や愛玩動物の殺処分完全廃止、全ての野鳥、野生動物の殺処分完全廃止、くくり罠、残酷な罠の完全使用禁止、畜産業完全廃止、フォアグラ完全廃止、畜産動物を屠殺する時に、敬意をもって一切の痛み苦しみを恐怖がないように屠殺する事、屠殺したら、敬意をもってお骨をゴミに捨てないで土に埋めて真心込めてしっかり供養する事、日本全国全ての養豚場、養鶏場、畜産動物の工場に監視カメラ設置義務化、人工肉、培養肉、代用肉の推進、犬猫、愛玩動物、畜産動物の妊娠ストール、過密飼育、飼育放棄、多頭飼育、劣悪な環境での飼育完全廃止、生体販売禁止、フリーダー引退犬猫の譲渡推進、悪徳ブリーダー、悪徳ペットショップの厳罰化及び完全排除、動物虐待虚殺者への厳罰化、日本全国全ての市町村でアニマルポリスの推進、毎年連休中に学校飼育されてる、うさぎや鶏などのペット達が飼育放棄で餓死してるかわいそうなペットが必ずいるので動物学校飼育の禁止、行政の適切な指導、以上宜しくお願いします。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
			協議会の内容について、背信的悪意により抄録から意図的に除外し、福岡市民の知る権利を阻害ならびに隠蔽している。	1	D	協議会の協議内容については、会議録、資料等をホームページに公表しております。いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
			協議会を傍聴した当協会から、この原案草案に対して抗議および改訂を申し入れているが、それを一切無視していることは、福岡市による猫公害被害者の差別であり、また猫公害被害者の言論封殺と隠蔽であることから、到底容認できない。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
			福岡市協働事業から福岡市の猫公害被害者団体を排除している。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。
			「野良猫の管理」面において、原案の数値や取り組みと言ったものが、全く実態を表しておらず、過去2回の実施計画における検証や反省が全くなされていないと同時に、今後も猫公害被害者は市により人権を侵害され続けることを意味するため、この原案は認められないものであり、無効ないし大幅な改訂が必要であると同時に、今後は市の担当部署ならびに担当職員の責任を厳しく追及していく必要が有ると考える。	1	D	ご意見として承り、参考とさせていただきます。